

令和8年度南陽市集団資源回収奨励金の申請方法等について

1 奨励金交付までの流れ

- ①実施団体登録（事前に実施団体の登録を行います。）
↓
- ②集団資源回収の実施（実施団体が集団資源回収を行います。）
↓
- ③買取業者の証明（奨励金交付申請書に買取業者から証明印を押印してもらいます。）
↓
- ④奨励金交付申請書の提出（奨励金交付申請書を市に提出します。）
↓
- ⑤奨励金の振込（申請書を審査し交付決定した後、奨励金が口座に振り込まれます。）

2 市からの奨励金の対象となる品目及び交付単価

古紙類（新聞・段ボール・雑誌）	1 kgあたり	2円
びん類（ビールびん・一升びん）	1本あたり	2円

3 実施団体登録について

奨励金の交付を受けようとする団体は、事前に実施団体の登録を行う必要がありますので、以下により手続きを行ってください。

（1）登録時の提出物

①実施団体登録申請書（様式第1号）

押印は認印で構いませんがシャチハタは不可です。記入方法は記入例をご覧ください。

②振込先金融機関の通帳の写し

振込不能を防止するため、通帳の写しで金融機関、支店、口座番号、口座名義を確認させていただきます。振込時の名義人がわかる通帳の写しを添付してください。（一般的には通帳を開いて1ページ目と2ページ目、カタカナ表記の名前が振込時の名義人です。）

③委任状

代表者と振込先金融機関の名義が完全に一致していない場合、委任状の提出が必要となります。

委任状の記入方法は記入例をご覧ください。

（2）提出期限

令和8年5月29日（金）

（3）提出先

南陽市役所市民課 環境係（2番窓口）

4 集団資源回収の実施について

集団資源回収の実施時期、対象品目、買取業者は実施団体において決定してください。ただし、奨励金の対象品目は古紙類・びん類に限られます。

買取価格、排出方法等は事前に買取業者に確認してください。

5 買取業者からの証明について

申請書には買取業者が間違いなくその品目、数量を買い取った旨の証明が必要です。申請書に買取業者の住所・氏名を記載し押印してもらいます。（申請書の複写2枚目は買取業者さんの控えになります。）

なお、申請書の回収実績の欄は買取業者さんに記入していただいている例がほとんどですが、これは買取業者さんのご厚意によるものであり、本来であれば申請者が記入すべきものです。業者さんの役割はあくまで、その品目・数量を買い上げたことを証明することに限られます。

また、例年、間違いが多いものを以下に例示しますので参考にしてください。

- ◆請求金額が記載してある（本来は奨励金額の請求額であり、記載してあっても構わないものですが、奨励金額ではなく買取業者の買取価格が記載してある例がほとんどです。）

- ◆ビールのケースなど対象にならないものが記載してある(集団資源回収の品目すべてを記載するのではなく、奨励金の対象となる品目のみを記載してください。)
- ◆申請書の日付が記載してある(本来は奨励金を交付申請する日を記載するものですが、買取日又は証明日が記載されている場合が多いようです。)

6 奨励金の交付申請について

(1) 交付申請時の提出物

①南陽市集団資源回収奨励金交付申請書兼請求書兼実績報告書(様式第3号)

押印は団体登録申請の際に使用したもの(シャチハタ不可)を使用してください。記入方法は記入例をご覧ください。

なお、団体登録時の団体名と交付申請書の団体名が異なる場合がよく見られますのでご注意ください。

②提出期限

令和8年11月30日(月) ※期限厳守

③提出先

南陽市役所市民課 環境係(2番窓口)

④その他

◆事業完了後、すみやかに提出をお願いします。

◆春と秋など、年に複数回実施を予定している場合は、すべてが完了してから提出してください。

◆例年、申請書の提出を買取業者で行うものであると勘違いしている団体が複数みられます。申請書の提出は実施団体の責任において行ってください。

◆実績報告書の代表者名の欄にある押印は、団体登録申請時と同様の印鑑を使用してください。

7 奨励金の交付について

交付申請書の提出後、申請内容の審査などの事務手続きを経て奨励金を指定口座に振り込みます。令和9年2月中の支払を予定しております。